

安芸高田市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 安芸高田市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (23年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処理区域内人口密度	23.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区 平成22年度に下水道事業の全体計画について経済比較により事業計画区域の見直しを行い、地元説明会などにより住民の理解を得たうえで平成23年度に変更認可を受けた。 具体的には、吉田公共下水道の事業計画区域は、都市計画区域の用途地域内178.2haのみとし、隣接する関連特環地域(丹比、可愛、柳原)172.9haを集合処理から個別処理に変更した。		
処理場数	1箇所 上記、平成22年度の全体計画の見直しに伴い、吉田浄化センター4系列5,200m ³ /日の計画処理能力を2系列2,600m ³ /日に規模縮小し変更認可を受けた。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「広域化」について、他の自治体との事業統合、流域下水道への接続は地理的条件により不可能。 「共同化」について、処理場の統廃合、汚泥の共同処理について令和4年度に「安芸高田市下水道事業統廃合基本計画」を策定。 「最適化」については、平成22年度に管内下水道事業計の全体計画を見直し、「広島県汚水適正処理構想」にて反映している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	安芸高田市の下水道使用料は、水道使用量から算定する水量制が基本である。自己水源(井戸)や山水を使用する場合は、下水道へ排除する量が確認できないため住民基本台帳を基にした人数制を採用している。本人の希望により、井戸にメーターをつけ水量制とすることが可能。2ヶ月ごとに徴収している。なお、資産維持率は見込んでいない。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は設定していない				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他使用料体系は設定していない				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,911円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	4,034円
	令和4年度	3,911円		令和4年度	4,062円
	令和5年度	4,323円		令和5年度	4,158円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人
事 業 運 営 組 織	下水道課、水道課として運営していた組織を事業の効率化と経営健全化を図るため平成23年度に上下水道課に統合した。その後、水道事業の広島県水道広域連合企業団への参画に伴い、令和5年度に上下水道課から下水道課に変更。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務等を地元のし尿処理業者へ業務委託(「合特法」に伴う代替業務) 電話・窓口対応業務について水道業務委託者へ委託契約している。
	イ 指定管理者制度	計画なし
	ウ PPP・PFI	計画なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥については、民間の処分施設へ搬入し、コンポスト化し有効利用を行っている。下水熱、発電等のエネルギー利用については、小規模施設であり効果の発現がみこめない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特記事項なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値を根拠として、実績値の推移及び数学的手法により推計を行った。

--

(2) 有収水量の予測

今後は人口減少により有収水量が減少していくことが考えられる。有収水量の予測値は「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計地を勘案し算出した。

--

(3) 使用料収入の見通し

平成30年度と令和5年度に使用料の改定を実施し、収入の底上げを図ってきたが、整備率が100%であるため整備による大幅な収入増加は見込めず、今後は人口減少により有収水量が減少することが想定されることから、比例して使用料収入も減少していくものと考えられる。

(4) 施設の見通し

供用開始から23年が経過しているため、機械・電気の更新時期を迎えている状況である。令和2年度にストックマネジメント計画を策定しており、これに基づいて投資を抑制した効果的な老朽化施設の改築更新を実施していく予定である。

(5) 組織の見通し

適切な人員配置を行う。

3. 経営の基本方針

下水道は、住民の生活や工場等から排出される汚水を収集、浄化して自然に還元することで、衛生的で快適な生活環境を支えると同時に、河川、湖沼、海洋等の水環境を水質汚濁から守っています。また、雨水を速やかに排除又は貯留することにより人々の生命・財産を浸水被害から守っています。そのため下水道は、必要不可欠な基幹的な社会資本となっており、将来にわたり、安定したサービスの提供が継続できるようにする必要があります。本計画では、下水道事業の抱える課題を踏まえて、「経営基盤の安定化」、「持続可能な下水道」、「災害に強い下水道」を基本方針とし、下水道事業の課題に対して取り組むこととします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設は、その事業の目的である「公共水域の水質保全と快適な生活環境を図る」ため、適正な維持管理を行っている。今後は、施設の老朽化が進んでいく状況であり、維持管理費の削減のため計画的に機器等の長寿命化対策を行っていく必要がある。厳しい財政状況の中、補助事業により施設の機能診断を実施、ストックマネジメント計画の策定を行い長寿命化対策工事に着手していく。
-----	---

<p>対象施設 吉田浄化センター(処理方法 標準活性汚泥、処理能力 1,300m³/日) 供用開始日 平成13年7月 管渠延長 33.3km MHポンプ 28箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場等の建設・更新に関する事項 補助事業により、機能診断、ストックマネジメント計画を作成し、順次対策工事を実施していく。 ・管渠の建設・更新に関する事項 管渠の整備は、H26年度をもって完了した。管布設後の年数が浅いため当面更新計画はない。 ・広域化・共同化・最適化に関する事項 「広域化」について、他の自治体との事業統合、流域下水道への接続は地理的条件により不可能。 「共同化」について、処理場の統廃合、汚泥の共同処理について令和4年度に「安芸高田市下水道事業統廃合基本計画」を策定。 「最適化」については、平成22年度に管内下水道事業計の全体計画を見直し、「広島県汚水適正処理構想」にて反映している。 ・投資の平準化に関する事項 ストックマネジメント計画に基づく改築更新を実施し、投資の平準化を図る。 ・防災・安全対策に関する事項 耐震診断、耐震化対策、耐水化対策を実施。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計値をもとに加入者人口・有収水量の予測を行い、使用料収入を推計する。その上で料金改定が必要となった段階で、下水道使用料の改定を実施する。
-----	--

<ul style="list-style-type: none"> ・財源の目標に関する事項 更新事業について、社会資本整備総合計画に基づき補助事業により実施する。 補助財源については、起債を充当する。 ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 平成30年度と令和5年度に下水道使用料の改定を実施した。 このことにより、一般会計からの基準外繰入金を削減し経営改善を行う。 ・企業債に関する事項 資本費平準化債を借り入れることにより起債の償還を平準化する。 ・繰入金に関する事項 料金改定を行い、一般会計からの基準外繰入金を削減を図る。(H30、R5実施) ・資産の有効活用に関する事項 計画なし

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 「合特法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。 ・職員給与費に関する事項 適正な人員配置 ・動力費に関する事項 有収水量の多寡により変動するため、令和5年度を基準とした有収水量の変動比を採用し将来推計を行った。 ・薬品費に関する事項 有収水量の多寡により変動するため、令和5年度を基準とした有収水量の変動比を採用し将来推計を行った。 ・修繕費に関する事項 令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。 ・委託費に関する事項 令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。
--

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道特別会計と特定環境保全公共下水道特別会計について、国の指導により地方公営企業法を適用する必要がある。このため、令和2年度に両特別会計は地方公営企業を適用し、企業会計に移行している。また、最適化は、平成22年度に下水道全体計画の見直しを行い、「広島県汚水適正処理構想」に反映し、現在に至っている。
投資の平準化に関する事項	令和2年度にストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設の改築更新に要する費用の平準化を行った。また、市内にある17処理区の集合処理施設を計画的に更新していくため、対策工事の実施実機の調整を図り、実施計画振興管理表を作成している。この計画は、毎年ローリングを実施していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	施設の維持管理については、市内のし尿処理業者への代替業務として行っている。
その他の取組	下水道事業業務継続計画を策定しているが、より実効性を持たせるため災害協定を各種団体と締結する。また、職員研修を継続して実施していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成30年度、令和5年度に使用料の改定を実施しており、今後も定期的に見直しを実施していく予定としている。
資産活用による収入増加の取組について	処理場の空き地利用、管渠の空間利用など事例が挙げられているが、当該施設は小規模下水道であり、これらの事例になじまない。今後の動向を見て取り組みを検討したい。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	「合特法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。
職員給与費に関する事項	適切な人員配置を行う。
動力費に関する事項	契約プランについて比較検討し、安価となるもので契約する。
薬品費に関する事項	主には、放流水の滅菌用塩素であるが、大腸菌群3,000個/ℓ以下で放流するため、日々の管理を行う。また、薬品の種類についてもより安価なものを選定し使用する。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を策定しており、施設の効果的な長寿命化対策を行う。
委託費に関する事項	汚泥処理にかかる広域連携について協議会に参加し、検討を行っている。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画は、令和7年度～令和16年度までの10年間を計画期間としているが、計画期間内のおおむね5年ごとに「経営戦略」の見直し(ローリング)を行う。 見直しにあたっては、モニタリングを踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討する
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

公共下水道 (単位)

		年 度		令和4年度 前々年度 (決算)	令和5年度 前年度 (決算見込)	令和6年度 本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
		区 分														
資本的収入	資本的収入	1. 企業債		53,700	63,600	96,600	99,700	124,500	132,900	122,900	134,300	379,700	353,900	33,000	41,900	
		うち資本費平準化債		50,500	58,300	94,700	97,600	108,900	101,900	90,900	83,700	62,900	36,300	17,400	9,900	
		2. 他会計出資金														
		3. 他会計補助金		50	26,100	10,900	69,900	10,445	7,791	9,765	10,685	12,416	14,217	17,014	33,826	
		4. 他会計負担金														
		5. 他会計借入金														
		6. 国(都道府県)補助金			2,100	8,500	57,500	17,500	34,500	44,000	53,900	172,600	173,500	17,400	44,000	
		7. 固定資産売却代金														
		8. 工事負担金		7,660	5,700	4,800	4,800	1,750	3,452	4,000	5,500	25,763	25,850	1,744	4,000	
	9. その他の他															
	計 (A)		61,410	97,500	120,800	231,900	154,195	178,643	180,665	204,385	590,479	567,467	69,158	123,726		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
	純計 (A)-(B) (C)		61,410	97,500	120,800	231,900	154,195	178,643	180,665	204,385	590,479	567,467	69,158	123,726		
	資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費		3,281	14,637	21,300	119,500	35,000	69,037	80,000	110,000	515,250	517,000	34,880	80,000
うち職員給与費																
2. 企業債償還金				142,409	142,386	142,285	143,782	131,901	124,781	123,665	124,104	111,744	98,513	94,160	107,235	
3. 他会計長期借入返還金																
4. 他会計への支出金																
5. その他の他																
計 (D)		145,690	157,023	163,585	263,282	166,901	193,818	203,665	234,104	626,994	615,513	129,040	187,235			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			84,280	59,523	42,785	31,382	12,706	15,175	23,000	29,719	36,515	48,046	59,882	63,509		
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金		45,797	42,087	42,514	32,537	12,224	13,057	20,979	26,090	8,836	20,461	59,998	46,531	
		2. 利益剰余金処分額		38,885	17,436	535									17,145	
		3. 繰越工事資金														
		4. その他の他		△ 402		△ 264	△ 1,155	482	2,118	2,021	3,629	27,679	27,585	△ 116	△ 166	
計 (F)		84,280	59,523	42,785	31,382	12,706	15,175	23,000	29,719	36,515	48,046	59,882	63,509			
補填財源不足額 (E)-(F)																
他会計借入金残高 (G)																
企業債残高 (H)			1,317,086	1,238,301	1,192,616	1,148,534	1,141,133	1,149,252	1,148,487	1,158,683	1,426,639	1,682,026	1,620,866	1,555,531		

○他会計繰入金 (単位)

		年 度		令和4年度 前々年度 (決算)	令和5年度 前年度 (決算見込)	令和6年度 本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		区 分													
収益的収支分	収益的収支分			129,972	128,758	124,483	102,976	100,105	96,657	92,455	92,511	84,396	86,642	83,350	84,800
		うち基準内繰入金		50,572	49,658	48,783	47,876	46,505	45,257	44,255	43,611	43,496	48,242	47,750	47,200
		うち基準外繰入金		79,400	79,100	75,700	55,100	53,600	51,400	48,200	48,900	40,900	38,400	35,600	37,600
資本的収支分	資本的収支分			50	26,100	10,900	69,900	10,445	7,791	9,765	10,685	12,416	14,217	17,014	33,826
		うち基準内繰入金		50	7,567	6,931	6,281	10,445	7,791	9,765	10,685	12,416	14,217	17,014	33,826
		うち基準外繰入金			18,533	3,969	63,619								
合 計				130,022	154,858	135,383	172,876	110,550	104,448	102,220	103,196	96,812	100,859	100,364	118,626

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日
 処理区域内人口 人
 計算期間 自 年 月至 年 月
 (年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	70,042	83,570		83,570
受託工事収益				0
その他				0
合計	70,042	83,570	0	83,570

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	修繕費	690	519	519
	材料費			0
	路面復旧費			0
	委託料	961	1,025	1,025
その他	2,074	2,153	2,153	
小計	3,725	3,697	0	3,697
ポンプ場費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費			0
	修繕費			0
	材料費			0
	薬品費			0
委託料			0	
その他			0	
小計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費	10,430	10,678	10,678
	修繕費		360	360
	材料費			0
	薬品費	2,020	1,976	1,976
委託料	40,065	42,746	42,746	
その他	8,255	8,569	8,569	
小計	60,770	64,329	0	64,329
一般管理費	人件費			
	給料	4,615	4,612	4,612
	諸手当	3,931	3,926	3,926
	福利費	1,592	1,611	1,611
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委託料	9,563	10,203	10,203
その他	6,587	6,837	6,837	
小計	26,288	27,189	0	27,189

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
資本費				
支 払 利 息	18,149	17,912	17,912	0
減 価 償 却 費	93,327	112,233	112,233	0
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	111,476	130,145	130,145	0
合 計 (Y)	202,259	225,360	130,145	95,215

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	95,215

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.88$$

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

安芸高田市特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 安芸高田市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	八千代浄化センター 平成19年度 (16年経過) 甲田浄化センター 平成10年度 (25年経過) 向原浄化センター 平成6年度 (29年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用
処理区域内人口密度	八千代処理区 28.0人/ha 甲田処理区 23.4人/ha 向原処理区 14.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3処理区 平成22年度に下水道事業の全体計画について経済比較により事業計画区域の見直しを行い、地元説明会などにより住民の理解を得たうえで平成23年度(八千代)、平成24年度(甲田、向原)に変更認可を受けた。 具体的には、八千代処理区は105ha→37.2ha、甲田処理区は160ha→105ha、向原中央処理区と向原南処理区を統合し、向原処理区とした。		
処理場数	3箇所 上記、平成22年度の全体計画の見直しに伴い、八千代浄化センター3系列2,460m ³ /日の計画処理能力を2系列1,220m ³ /日に規模縮小し変更認可を受けた。また、向原中央処理区と向原南処理区を統合し、向原処理区とし平成24年度に変更認可を受けた。これにより、2つの浄化センターの計画を、既設の向原(中央)浄化センター1箇所 ³ に統合し、向原中央850m ³ /日、向原南600m ³ /日の計画処理能力を向原浄化センター460m ³ /日の1箇所とした。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「広域化」については、他の自治体との事業統合、流域下水道への接続は地理的条件により不可能。 「共同化」については、処理場の統廃合、汚泥の共同処理について令和4年度に「安芸高田市下水道事業統廃合基本計画」を策定。 「最適化」については、平成22年度に管内下水道事業計の全体計画を見直し、「広島県汚水適正処理構想」にて反映している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	安芸高田市の下水道使用料は、水道使用量から算定する水量制が基本である。自己水源(井戸)や山水を使用する場合は、下水道へ排除する量が確認できないため住民基本台帳を基にした人数制を採用している。本人の希望により、井戸にメーターをつけ水量制とすることが可能。2ヶ月ごとに徴収している。なお、資産維持率は見込んでいない。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は設定していない				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他使用料体系は設定していない				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	令和3年度	3,911円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	令和3年度	4,035円
※過去3年度分を記載	令和4年度	3,911円		令和4年度	4,062円
	令和5年度	4,323円		令和5年度	4,158円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人
事業運営組織	下水道課、水道課として運営していた組織を事業の効率化と経営健全化を図るため平成23年度に上下水道課に統合した。その後、水道事業の広島県水道広域連合企業団への参画に伴い、令和5年度に上下水道課から下水道課に変更。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務等を地元のし尿処理業者へ業務委託(「合特法」に伴う代替業務) 電話・窓口対応業務について水道業務委託者へ委託契約している。
	イ 指定管理者制度	計画なし
	ウ PPP・PFI	計画なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥については、民間の処分施設へ搬入し、コンポスト化し有効利用を行っている。下水熱、発電等のエネルギー利用については、小規模施設であり効果の発現がみこめない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特記事項なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

(1)処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値を根拠として、実績値の推移及び数学的手法により推計を行った。

(2)有収水量の予測

今後は人口減少により有収水量が減少していくことが考えられる。有収水量の予測値は「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計地を勘案し算出した。

(3) 使用料収入の見通し

平成30年度と令和5年度に使用料の改定を実施し、収入の底上げを図ってきたが、整備率が100%であるため整備による大幅な収入増加は見込めず、今後は人口減少により有収水量が減少することが想定されることから、比例して使用料収入も減少していくものと考えられる。

(4) 施設の見通し

供用開始から23年が経過しているため、機械・電気の更新時期を迎えている状況である。令和2年度にストックマネジメント計画を策定しており、これに基づいて投資を抑制した効果的な老朽化施設の改築更新を実施していく予定である。

(5) 組織の見通し

適切な人員配置を行う。

3. 経営の基本方針

下水道は、住民の生活や工場等から排出される汚水を収集、浄化して自然に還元することで、衛生的で快適な生活環境を支えると同時に、河川、湖沼、海洋等の水環境を水質汚濁から守っています。また、雨水を速やかに排除又は貯留することにより人々の生命・財産を浸水被害から守っています。そのため下水道は、必要不可欠な基幹的な社会資本となっており、将来にわたり、安定したサービスの提供が継続できるようにする必要があります。本計画では、下水道事業の抱える課題を踏まえて、「経営基盤の安定化」、「持続可能な下水道」、「災害に強い下水道」を基本方針とし、下水道事業の課題に対して取り組むこととします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設は、その事業の目的である「公共水域の水質保全と快適な生活環境を図る」ため、適正な維持管理を行っている。今後は、施設の老朽化が進んでいく状況であり、維持管理費の削減のため計画的に機器等の長寿命化対策を行っていく必要がある。厳しい財政状況の中、補助事業により施設の機能診断を実施、ストックマネジメント計画の策定を行い長寿命化対策工事に着手していく。
--------	---

対象施設	◎八千代浄化センター(処理方法 オキシジェン・デフラクション法、処理能力 820m3/日) 供用開始日 平成19年10月 管渠延長18.9km MHポンプ 12箇所 ◎甲田浄化センター(処理方法 オキシジェン・デフラクション法、処理能力 1,900m3/日) 供用開始日 平成10年10月 管渠延長34.5km MHポンプ 25箇所 ◎向原浄化センター(処理方法 接触曝気+生物膜ろ過、処理能力 980m3/日) 供用開始日 平成6年0月 管渠延長62.9km MHポンプ 35箇所
・処理場等の建設・更新に関する事項	補助事業により、機能診断、ストックマネジメント計画を作成し、順次対策工事を実施していく。
・管渠の建設・更新に関する事項	管渠の整備は、H26年度をもって完了した。管布設後の年数が浅いため当面更新計画はない。
・広域化・共同化・最適化に関する事項	「広域化」について、他の自治体との事業統合、流域下水道への接続は地理的条件により不可能。 「共同化」について、処理場の統廃合、汚泥の共同処理について令和4年度に「安芸高田市下水道事業統廃合基本計画」を策定。 「最適化」については、平成22年度に管内下水道事業計の全体計画を見直し、「広島県汚水適正処理構想」にて反映している。
・投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく改築更新を実施し、投資の平準化を図る。
・防災・安全対策に関する事項	

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計値をもとに加入者人口・有収水量の予測を行い、使用料収入を推計する。その上で料金改定が必要となった段階で、下水道使用料の改定を実施する。
--------	--

・財源の目標に関する事項	更新事業について、社会資本整備総合計画に基づき補助事業により実施する。 補助裏財源については、起債を充当する。
・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項	平成30年度と令和5年度に下水道使用料の改定を実施した。 このことにより、一般会計からの基準外繰入金を削減し経営改善を行う。
・企業債に関する事項	資本費平準化債を借り入れることにより起債の償還を平準化する。
・繰入金に関する事項	繰入金に関する事項 料金改定を行い、一般会計からの基準外繰入金を削減を図る。(H30、R5実施)
・資産の有効活用に関する事項	計画なし

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	「合特法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。
・職員給与費に関する事項	適正な人員配置
・動力費に関する事項	有収水量の多寡により変動するため、令和5年度を基準とした有収水量の変動比を採用し将来推計を行った。
・薬品費に関する事項	有収水量の多寡により変動するため、令和5年度を基準とした有収水量の変動比を採用し将来推計を行った。
・修繕費に関する事項	令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。
・委託費に関する事項	令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載する

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道特別会計と特定環境保全公共下水道特別会計について、国の指導により地方公営企業法を適用する必要がある。このため、令和2年度に両特別会計は地方公営企業を適用し、企業会計に移行している。また、最適化は、平成22年度に下水道全体計画の見直しを行い、「広島県汚水適正処理構想」に反映し、現在に至っている。
投資の平準化に関する事項	令和2年度にストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設の改築更新に要する費用の平準化を行った。また、市内にある17処理区の集合処理施設を計画的に更新していくため、対策工事の実施実機の調整を図り、実施計画振興管理表を作成している。この計画は、毎年ローリングを実施していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	施設の維持管理については、市内のし尿処理業者への代替業務として行っている。
その他の取組	下水道事業業務継続計画を策定しているが、より実効性を持たせるため災害協定を各種団体と締結する。また、職員研修を継続して実施していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成30年度、令和5年度に使用料の改定を実施しており、今後も定期的に見直しを実施していく予定としている。
資産活用による収入増加の取組について	処理場の空き地利用、管渠の空間利用など事例が挙げられているが、当該施設は小規模下水道であり、これらの事例になじまない。今後の動向を見て取り組みを検討したい。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	「合法法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。
職員給与費に関する事項	適切な人員配置を行う。
動力費に関する事項	契約プランについて比較検討し、安価となるもので契約する。
薬品費に関する事項	主には、放流水の滅菌用塩素であるが、大腸菌群3,000個/ℓ以下で放流するため、日々の管理を行う。また、薬品の種類についてもより安価なものを選定し使用する。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を策定しており、施設の効果的な長寿命化対策を行う。
委託費に関する事項	汚泥処理にかかる広域連携について協議会に参加し、検討を行っている。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画は、令和7年度～令和16年度までの10年間を計画期間としているが、計画期間内のおおむね5年ごとに「経営戦略」の見直し（ローリング）を行う。見直しにあたっては、モニタリングを踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討する
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

特定環境保全公共下水道

(単

年 度 区 分		令和4年度 前々年度 (決算)	令和5年度 前年度 (決算見込)	令和6年度 本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		資本的収入	1. 企業債	81,100	82,600	118,700	112,800	171,700	158,700	171,900	175,300	128,700	115,500
	うち資本費平準化債	70,800	70,500	111,800	98,600	133,100	117,700	109,900	102,900	81,900	65,900	46,800	30,600
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	9,645	30,000	18,000	47,300	22,542	23,972	25,403	27,081	28,907	27,136	26,468	20,924
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	20,150	13,955	20,500	27,500	43,000	48,000	73,800	85,300	62,100	56,800	398,200	15,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	4,500	4,600	3,600	3,600	4,300	4,702	7,150	8,315	5,743	5,615	39,694	1,500
	9. その他												
	計 (A)	115,395	131,155	160,800	191,200	241,542	235,374	278,253	295,996	225,450	205,051	866,962	81,424
	(A)のうち翌年度へ繰り越 さ (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	115,395	131,155	160,800	191,200	241,542	235,374	278,253	295,996	225,450	205,051	866,962	81,424
資本的支出	1. 建設改良費	53,128	53,883	45,400	59,000	86,000	94,037	143,000	166,300	114,850	112,300	793,881	30,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	221,114	209,471	251,951	197,218	173,881	158,136	156,976	159,563	148,106	142,730	134,671	128,934
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
	計 (D)	274,242	263,354	297,351	256,218	259,881	252,173	299,976	325,863	262,956	255,030	928,552	158,934
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	158,847	132,199	136,551	65,018	18,339	16,799	21,723	29,867	37,506	49,979	61,590	77,510
補填財源	1. 損益勘定留保資金	102,435	101,098	100,407	66,781	16,870	15,221	18,391	25,721	35,861	47,911	31,634	78,185
	2. 利益剰余金処分額	54,700	30,617	35,844									
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	1,712	484	300	△ 1,763	1,469	1,578	3,332	4,146	1,645	2,068	29,956	△ 675
	計 (F)	158,847	132,199	136,551	65,018	18,339	16,799	21,723	29,867	37,506	49,979	61,590	77,510
	補填財源不足額 (E)-(F)												
	他会計借入金残高 (G)												
	企業債残高 (H)	1,907,431	1,780,560	1,647,309	1,562,891	1,560,710	1,561,274	1,576,198	1,591,935	1,572,529	1,545,299	1,813,228	1,728,294

○他会計繰入金

(単

年 度 区 分		令和4年度 前々年度 (決算)	令和5年度 前年度 (決算見込)	令和6年度 本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分		228,674	274,114	240,167	150,167	135,832	136,907	138,876	141,141	143,511	146,518	155,146	159,588
	うち基準内繰入金	125,920	123,785	122,982	121,264	57,232	55,407	54,476	53,941	53,611	54,018	60,146	62,288
	うち基準外繰入金	102,754	150,329	117,185	28,903	78,600	81,500	84,400	87,200	89,900	92,500	95,000	97,300
資本的収支分		9,645	30,000	18,000	47,300	22,542	23,972	25,403	27,081	28,907	27,136	26,468	20,924
	うち基準内繰入金	8,242	3,655	3,427	3,180	22,542	23,972	25,403	27,081	28,907	27,136	26,468	20,924
	うち基準外繰入金	1,403	26,345	14,573	44,120								
合 計		238,319	304,114	258,167	197,467	158,374	160,879	164,279	168,222	172,418	173,654	181,614	180,512

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日
 処理区域内人口 人
 計算期間 自 年 月至 年 月
 (年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	101,655	119,325		119,325
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	101,655	119,325	0	119,325

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	修繕費	4,108	4,192	4,192
	材料費			0
	路面復旧費			0
	委託料	2,542	2,700	2,700
その他	7,265	7,561	7,561	
小計	13,915	14,453	0	14,453
ポンプ場費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費			0
	修繕費			0
	材料費			0
	薬品費			0
委託料			0	
その他			0	
小計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費	16,079	16,315	16,315
	修繕費	2,267	2,313	2,313
	材料費			0
	薬品費	2,397	2,348	2,348
委託料	60,784	64,565	64,565	
その他	29,883	31,102	31,102	
小計	111,410	116,643	0	116,643
一般管理費	人件費			
	給料	9,843	9,748	9,748
	諸手当	7,396	7,470	7,470
	福利費	2,954	3,002	3,002
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委託料	14,170	15,051	15,051
その他	11,172	11,628	11,628	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
小 計	45,535	46,899	0	46,899
資本費				
支 払 利 息	25,408	19,190	19,190	0
減 価 償 却 費	258,678	218,491	218,491	0
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	284,086	237,681	237,681	0
合 計 (Y)	454,946	415,676	237,681	177,995

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	177,995

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.67

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

安芸高田市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 安芸高田市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	国司カークンセンター 平成12年度 (21年経過) 入江カークンセンター 平成18年度 (15年経過) 下土師カークンセンター 平成14年度 (19年経過) 生田浄化センター 平成12年度 (21年経過) 原田浄化センター 平成10年度 (23年経過) 船佐中央浄化センター 平成15年度 (18年経過)	浅瀬浄化センター 平成13年度 (20年経過) 向原浄化センター 平成18年度 (15年経過) 万念基浄化センター 昭和63年度 (33年経過) 坂上浄化センター 平成 7年度 (26年経過) 長田浄化センター 平成11年度 (22年経過) 戸高浄化センター 平成11年度 (22年経過)	法適(全部適用・一部適用) () 非適の区分	一部適用
処理区域内人口密度	12.8人/ha		流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	12処理区(吉田町2処理区、八千代町1処理区、美土里町2処理区、高宮町2処理区、甲田町1処理区、向井原町5処理区) 農業集落排水事業については、合併前に計画があった12処理区について既に整備を完了している。 計画があった吉田町竹原地区、美土里町横田地区は、全体計画の見直しにより、個別処理(市設置型合併浄化槽)に変更した。			
処理場数	12箇所			
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「広域化」については、他の自治体との事業統合、流域下水道への接続は地理的条件により不可能。 「共同化」については、処理場の統廃合、汚泥の共同処理について令和4年度に「安芸高田市下水道事業統廃合基本計画」を策定。 「最適化」については、平成22年度に管内下水道事業計の全体計画を見直し、「広島県汚水適正処理構想」にて反映している。			

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	安芸高田市の下水道使用料は、水道使用量から算定する水量制が基本である。自己水源(井戸)や山水を使用する場合は、下水道へ排除する量が確認できないため住民基本台帳を基にした人数制を採用している。本人の希望により、井戸にメーターをつけ水量制とすることが可能。2ヶ月ごとに徴収している。なお、資産維持率は見込んでいない。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は設定していない				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他使用料体系は設定していない				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	令和3年度	3,911円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	令和3年度	4,405円
※過去3年度分を記載	令和4年度	3,911円		令和4年度	4,442円
	令和5年度	4,323円		令和5年度	4,535円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人
事業運営組織	下水道課、水道課として運営していた組織を事業の効率化と経営健全化を図るため平成23年度に上下水道課に統合した。その後、水道事業の広島県水道広域連合企業団への参画に伴い、令和5年度に上下水道課から下水道課に変更。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務等を地元のし尿処理業者へ業務委託(「合特法」に伴う代替業務)電話・窓口対応業務について水道業務委託者へ委託契約している。
	イ 指定管理者制度	計画なし
	ウ PPP・PFI	計画なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚泥については、安芸高田市が管理する汚泥再生処理センター「安芸高田清流園」で処理し、炭化肥料として有効利用を行っている。 下水熱、発電等のエネルギー利用については、小規模施設であり効果の発現がみこめない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特記事項なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

(1)処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値を根拠として、実績値の推移及び数学的手法により推計を行った。

(2)有収水量の予測

今後は人口減少により有収水量が減少していくことが考えられる。有収水量の予測値は「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計地を勘案し算出した。

(3) 使用料収入の見通し

平成30年度と令和5年度に使用料の改定を実施し、収入の底上げを図ってきたが、整備率が100%であるため整備による大幅な収入増加は見込めず、今後は人口減少により有収水量が減少することが想定されることから、比例して使用料収入も減少していくものと考えられる。

(4) 施設の見通し

全ての施設が供用開始から15年以上が経過しているため、機械・電気の更新時期を迎えている状況である。平成26年度に農業集落排水最適整備計画を策定しており、これに基づいて投資を抑制した効果的な老朽化施設の改築更新を実施していく予定である。

(5) 組織の見通し

適切な人員配置を行う。

3. 経営の基本方針

下水道は、住民の生活や工場等から排出される汚水を収集、浄化して自然に還元することで、衛生的で快適な生活環境を支えると同時に、河川、湖沼、海洋等の水環境を水質汚濁から守っています。また、雨水を速やかに排除又は貯留することにより人々の生命・財産を浸水被害から守っています。そのため下水道は、必要不可欠な基幹的な社会資本となっており、将来にわたり、安定したサービスの提供が継続できるようにする必要があります。本計画では、下水道事業の抱える課題を踏まえて、「経営基盤の安定化」、「持続可能な下水道」、「災害に強い下水道」を基本方針とし、下水道事業の課題に対して取り組むこととします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設は、その事業の目的である「公共水域の水質保全と快適な生活環境を図る」ため、適正な維持管理を行っている。今後は、施設の老朽化が進んでいく状況であり、維持管理費の削減のため計画的に機器等の長寿命化対策を行っていく必要がある。厳しい財政状況の中、補助事業により施設の機能診断を実施、ストックマネジメント計画の策定を行い長寿命化対策工事に着手していく。
--------	---

<p>対象施設 ◎農業集落排水機能強化(1期) ◎農業集落排水機能強化(2期) ◎農業集落排水機能強化(3期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場等の建設・更新に関する事項 平成26年度に策定した農業集落排水最適整備構想に基づき、12地区の機能強化対策工事を1期～3期に分けて順次実施していく。 (安芸高田市実施計画進捗管理表に基づく) ・管渠の建設・更新に関する事項 管渠の整備は、完了している。管布設後の年数が浅いため当面更新計画はない。ただし、老朽化の度合いに応じて事業化していく。 ・広域化・共同化・最適化に関する事項 最適化は、平成22年度に下水道全体計画の見直しを行い、「広島県汚水適正処理構想」に反映し、現在に至っている。 ・投資の平準化に関する事項 市内にある17処理区の集合処理施設を計画的に更新していくため、対策工事の実施時期の調整を図り実施計画進行管理表を作成した。 また、毎年ローリングを行う。 ・防災・安全対策に関する事項 耐震診断 耐震化対策 耐水化対策を実施予定

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計値をもとに加入者人口・有収水量の予測を行い、使用料収入を推計する。その上で料金改定が必要となった段階で、下水道使用料の改定を実施する。
--------	--

<ul style="list-style-type: none"> ・財源の目標に関する事項 機能強化対策事業について、農林水産省の補助事業により実施する。 補助裏財源については、起債を充当する。 ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 平成30年度と令和5年度に下水道使用料の改定を実施した。 このことにより、一般会計からの基準外繰入金を削減し経営改善を行う。 ・企業債に関する事項 資本費平準化債を借り入れることにより起債の償還を平準化する。 ・繰入金に関する事項 料金改定を行い、一般会計からの基準外繰入金を削減を図る。(H30、R5実施) ・資産の有効活用に関する事項 計画なし
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 「合特法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。 ・職員給与費に関する事項 適正な人員配置 ・動力費に関する事項 有収水量の多寡により変動するため、令和5年度を基準とした有収水量の変動比を採用し将来推計を行った。 ・薬品費に関する事項 有収水量の多寡により変動するため、令和5年度を基準とした有収水量の変動比を採用し将来推計を行った。 ・修繕費に関する事項 令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。 ・委託費に関する事項 令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。
--

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載する
 * (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化は、平成22年度に下水道全体計画の見直しを行い、「広島県汚水処理適正構想」に反映し、現在に至っている。
投資の平準化に関する事項	市内にある17処理区の集合処理施設を計画的に更新していくため、対策工事の実施実機の調整を図り、実施計画振興管理表を作成している。この計画は、毎年ローリングを実施していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	施設の維持管理については、市内のし尿処理業者への代替業務として行っている。
その他の取組	下水道事業業務継続計画を策定しているが、より実効性を持たせるため災害協定を各種団体と締結する。また、職員研修を継続して実施していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成30年度、令和5年度に使用料の改定を実施しており、今後も定期的に使用料の見直しを実施していく予定としている。
資産活用による収入増加の取組について	処理場の空き地利用、管渠の空間利用など事例が挙げられているが、当該施設は小規模下水道であり、これらの事例になじまない。今後の動向を見て取り組みを検討したい。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	「合法法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。
職員給与費に関する事項	適切な人員配置を行う。
動力費に関する事項	契約プランについて比較検討し、安価となるもので契約する。
薬品費に関する事項	主には、放流水の滅菌用塩素であるが、大腸菌群3,000個/ℓ以下で放流するため、日々の管理を行う。また、薬品の種類についてもより安価なものを選定し使用する。
修繕費に関する事項	農業集落排水最適整備構想を策定しており、施設の効果的な長寿命化対策を行う。
委託費に関する事項	汚泥処理にかかる広域連携について協議会に参加し、検討を行っている。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画は、令和7年度～令和16年度までの10年間を計画期間としているが、計画期間内のおおむね5年ごとに「経営戦略」の見直し（ローリング）を行う。 見直しにあたっては、モニタリングを踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討する
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

農業集落排水

(単

年 度 区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	99,100	84,800	144,700	144,900	149,600	142,500	124,800	104,400	62,400	29,800	17,400	2,500
	うち資本費平準化債	66,500	69,300	131,900	134,000	149,600	130,500	112,800	92,400	50,400	29,800	17,400	2,500
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	22,952	82,051	23,200	63,612	30,322	31,801	32,633	32,830	33,626	33,160	31,136	29,557
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	5,372	34,242	48,045	39,508		26,000	26,000	26,000	26,000			
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	1,800	600	1,200	1,200		2,000	2,000	2,000	2,000			
	9. そ の 他												
計 (A)	129,224	201,693	217,145	249,220	179,922	202,301	185,433	165,230	124,026	62,960	48,536	32,057	
(A)のうち翌年度へ繰り越 さ	(B)												
純計 (A)-(B) (C)	129,224	201,693	217,145	249,220	179,922	202,301	185,433	165,230	124,026	62,960	48,536	32,057	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	30,970	60,547	66,311	64,020	10	40,010	40,010	40,010	40,010	10	10	10
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	218,970	182,644	216,228	214,931	188,960	169,807	160,528	148,932	115,200	102,052	95,598	84,475
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他	43											
計 (D)	249,983	243,191	282,539	278,951	188,970	209,817	200,538	188,942	155,210	102,062	95,608	84,485	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	120,759	41,498	65,394	29,731	9,048	7,516	15,105	23,712	31,184	39,102	47,072	52,428	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			65,952	33,395	11,804	9,315	16,980	25,605	33,149	42,116	49,902	55,114
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他			△ 558	△ 3,664	△ 2,756	△ 1,799	△ 1,875	△ 1,893	△ 1,965	△ 3,014	△ 2,830	△ 2,686
計 (F)			65,394	29,731	9,048	7,516	15,105	23,712	31,184	39,102	47,072	52,428	
補填財源不足額 (E)-(F)	120,759	41,498											
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	1,628,885	1,496,952	1,425,424	1,355,393	1,316,033	1,288,726	1,252,998	1,208,466	1,155,666	1,083,414	1,005,216	923,241	

○他会計繰入金

(単

年 度 区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
収 益 的 収 支 分		262,648	204,262	251,673	165,167	146,291	146,725	147,553	148,512	149,733	151,278	152,395	153,840
	うち基準内繰入金	151,928	110,126	72,908	67,513	26,491	24,125	22,353	20,912	19,933	19,278	18,595	18,040
	うち基準外繰入金	110,720	94,136	178,765	97,654	119,800	122,600	125,200	127,600	129,800	132,000	133,800	135,800
資 本 的 収 支 分		22,952	82,051	23,200	63,612	30,322	31,801	32,633	32,830	33,626	33,160	31,136	29,557
	うち基準内繰入金	22,952	22,751	23,200	23,573	30,322	31,801	32,633	32,830	33,626	33,160	31,136	29,557
	うち基準外繰入金		59,300		40,039								
合 計	285,600	286,313	274,873	228,779	176,613	178,526	180,186	181,342	183,359	184,438	183,531	183,397	

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日
 処理区域内人口 人
 計算期間 自 年 月至 年 月
 (年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 74,804	千円 87,187	千円	千円 87,187
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	74,804	87,187	0	87,187

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	人件費			
	給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費	4,108	4,192	4,192
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	2,542	2,700	2,700
そ の 他	7,265	7,561	7,561	
小 計	13,915	14,453	0	14,453
ポンプ場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	16,079	16,315	16,315
	修 繕 費	2,267	2,313	2,313
	材 料 費			0
	薬 品 費	2,397	2,348	2,348
委 託 料	60,784	64,565	64,565	
そ の 他	29,883	31,102	31,102	
小 計	111,410	116,643	0	116,643
一般管理費	人件費			
	給 料	9,843	9,748	9,748
	諸 手 当	7,396	7,470	7,470
	福 利 費	2,954	3,002	3,002
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料	14,170	15,051	15,051
そ の 他	11,172	11,628	11,628	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	45,535	46,899	0	46,899
資本費				
支 払 利 息	18,551	10,419	10,419	0
減 価 償 却 費	198,322	202,786	202,786	0
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	216,873	213,205	213,205	0
合 計 (Y)	387,733	391,200	213,205	177,995

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	177,995

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.49

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

安芸高田市浄化槽整備事業経営戦略

団 体 名 : 安芸高田市

事 業 名 : 浄化槽整備道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	—	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	—	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	—		
処 理 場 数	—		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「広域化」については、他の自治体との事業統合、流域下水道への接続は地理的条件により不可能。 「共同化」については、処理場の統廃合、汚泥の共同処理について令和4年度に「安芸高田市下水道事業統廃合基本計画」を策定。 「最適化」については、平成22年度に管内下水道事業計の全体計画を見直し、「広島県汚水適正処理構想」にて反映している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	安芸高田市の下水道使用料は、水道使用量から算定する水量制が基本である。自己水源(井戸)や山水を使用する場合は、下水道へ排除する量が確認できないため住民基本台帳を基にした人数制を採用している。本人の希望により、井戸にメーターをつけ水量制とすることが可能。2ヶ月ごとに徴収している。なお、資産維持率は見込んでいない。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は設定していない				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他使用料体系は設定していない				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	令和3年度	3,911円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	令和3年度	4,262円
	令和4年度	3,911円		令和4年度	4,279円
	令和5年度	4,323円		令和5年度	4,354円
※過去3年度分を記載	※過去3年度分を記載				

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人
事業運営組織	下水道課、水道課として運営していた組織を事業の効率化と経営健全化を図るため平成23年度に上下水道課に統合した。その後、水道事業の広島県水道広域連合企業団への参画に伴い、令和5年度に上下水道課から下水道課に変更。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務等を地元のし尿処理業者へ業務委託(「合特法」に伴う代替業務)電話・窓口対応業務について水道業務委託者へ委託契約している。
	イ 指定管理者制度	計画なし
	ウ PPP・PFI	計画なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚泥については、安芸高田市が管理する汚泥再生処理センター「安芸高田清流園」で処理し、炭化肥料として有効利用を行っている。 下水熱、発電等のエネルギー利用については、小規模施設であり効果の発現がみこめない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特記事項なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

(1)処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値を根拠として、実績値の推移及び数学的手法により推計を行った。

(2)有収水量の予測

安芸高田市の集合処理事業は、全て整備が完了しており、今後は個別処理である当該事業の処理人口は増加していくことが考えられ、有収水量もこれに伴い増加すると想定される。有収水量の予測値は「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計地を勘案し算出した。

(3) 使用料収入の見通し

平成30年度と令和5年度に使用料の改定を実施し、収入の底上げを図ってきたが、整備率が100%であるため整備による大幅な収入増加は見込めず、今後は人口減少により有収水量が減少することが想定されることから、比例して使用料収入も減少していくものと考えられる。

(4) 施設の見通し

安芸高田市の集合処理事業は、全て整備が完了しており、今後は個別処理である当該事業により汚水処理施設の整備を推進していくことが想定される。

(5) 組織の見通し

適切な人員配置を行う。

3. 経営の基本方針

下水道は、住民の生活や工場等から排出される汚水を収集、浄化して自然に還元することで、衛生的で快適な生活環境を支えると同時に、河川、湖沼、海洋等の水環境を水質汚濁から守っています。また、雨水を速やかに排除又は貯留することにより人々の生命・財産を浸水被害から守っています。そのため下水道は、必要不可欠な基幹的な社会資本となっており、将来にわたり、安定したサービスの提供が継続できるようにする必要があります。本計画では、下水道事業の抱える課題を踏まえて、「経営基盤の安定化」、「持続可能な下水道」、「災害に強い下水道」を基本方針とし、下水道事業の課題に対して取り組むこととします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設は、その事業の目的である「公共水域の水質保全と快適な生活環境を図る」ため、適正な維持管理を行っている。今後は、施設の老朽化が進んでいく状況であり、維持管理費の削減のため計画的に機器等の長寿命化対策を行っていく必要がある。厳しい財政状況の中、補助事業により施設の機能診断を実施、ストックマネジメント計画の策定を行い長寿命化対策工事に着手していく。
--------	---

対象施設 設置浄化槽 3,633基(令和6年3月)

- ・処理場等の建設・更新に関する事項
現時点での更新計画はない。今後は国にの状況を見定めながら更新計画策定についての検討を行う。
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
最適化は、平成22年度に下水道全体計画の見直しを行い、「広島県汚水適正処理構想」に反映し、現在に至っている。
- ・投資の平準化に関する事項
市の実施計画に計上し、他の事業との調整を行いつつ、投資の平準化を図る。また、実施計画進行管理表は、毎年ローリングを行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計値をもとに加入者人口・有収水量の予測を行い、使用料収入を推計する。その上で料金改定が必要となった段階で、下水道使用料の改定を実施する。
--------	--

- ・財源の目標に関する事項
使用料の見直しなどにより財源を確保する。
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
平成30年度と令和5年度に下水道使用料の改定を実施した。
このことにより、一般会計からの基準外繰入金を削減し経営改善を行う。
- ・繰入金に関する事項
料金改定を行い、一般会計からの基準外繰入金を削減を図る。(H30、R5実施)
- ・資産の有効活用に関する事項
計画なし

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

	<ul style="list-style-type: none">・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 「合特法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。・職員給与費に関する事項 適正な人員配置・動力費に関する事項 有収水量の多寡により変動するため、令和5年度を基準とした有収水量の変動比を採用し将来推計を行った。・薬品費に関する事項 過年度から計上されていないため、薬品費は見込まないものとした。・修繕費に関する事項 令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。・委託費に関する事項 令和元年度～令和5年度の過去5年間の実績値の推移から将来値を設定した。
--	---

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載する
 * (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化は、平成22年度に下水道全体計画の見直しを行い、「広島県汚水処理適正構想」に反映し、現在に至っている。
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	施設の維持管理については、市内のし尿処理業者への代替業務として行っている。
その他の取組	下水道事業業務継続計画を策定しているが、より実効性を持たせるため災害協定を各種団体と締結する。また、職員研修を継続して実施していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成30年度、令和5年度に使用料の改定を実施しており、今後も定期的に見直しを実施していく予定としている。
資産活用による収入増加 の取組について	計画なし
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者 制度、PPP/PFIなど)	「合法法」における協定に基づき施設の維持管理委託を行っている。
職員給与費に関する事項	適切な人員配置を行う。
動力費に関する事項	契約プランについて比較検討し、安価となるもので契約する。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	汚泥処理にかかる広域連携について協議会に参加し、検討を行っている。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本計画は、令和7年度～令和16年度までの10年間を計画期間としているが、計画期間内のおおむね5年ごとに「経営戦略」の見直し(ローリング)を行う。 見直しにあたっては、モニタリングを踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討する
-------------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

特定地域生活排水処理事業

(単

年 度 区 分		令和4年度 前々年度 (決算)	令和5年度 前年度 (決算見込)	令和6年度 本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
		資本的 収入 支	1. 企業債	30,200	27,000	24,600	22,900	29,200	29,200	29,200	29,200	29,200	29,200	29,200
うち資本費平準化債														
2. 他会計出資金														
3. 他会計補助金	10,595		50,997	33,200	33,300									
4. 他会計負担金														
5. 他会計借入金														
6. 国(都道府県)補助金	46,775			32,315	30,488	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	
7. 固定資産売却代金														
8. 工事負担金	19,800		16,940	17,600	17,600	7,320	7,320	7,320	7,320	7,320	7,320	7,320	7,320	
9. その他														
計 (A)	107,370		94,937	107,715	104,288	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	
(A)のうち翌年度へ繰り越 さ (B)														
純計 (A)-(B) (C)	107,370		94,937	107,715	104,288	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	73,120	
資本的 支出	1. 建設改良費		97,275	79,066	86,700	82,200	76,730	76,750	76,770	76,790	76,810	76,830	76,850	76,870
	うち職員給与費		1,863	2,023			1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
	2. 企業債償還金	19,384	19,996	21,611	23,404	24,243	24,916	27,629	30,304	32,727	34,836	33,517	30,905	
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
5. その他	106													
計 (D)	116,765	99,062	108,311	105,604	100,973	101,666	104,399	107,094	109,537	111,666	110,367	107,775		
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	9,395	4,125	596	1,316	27,853	28,546	31,279	33,974	36,417	38,546	37,247	34,655		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金			270	203	19,179	7,180	7,722	8,264	8,807	9,350	9,893	10,436	
	2. 利益剰余金処分額					5,870	18,561	20,750	22,900	24,799	26,383	24,540	21,402	
	3. 繰越工事資金													
	4. その他			326	1,113	2,805	2,806	2,808	2,810	2,812	2,814	2,815	2,817	
計 (F)			596	1,316	27,853	28,546	31,279	33,974	36,417	38,546	37,247	34,655		
補填財源不足額 (E)-(F)	9,395	4,125												
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	389,495	395,800	398,789	398,285	403,242	407,526	409,097	407,993	404,466	398,830	394,513	392,808		

○他会計繰入金

(単

年 度 区 分		令和4年度 前々年度 (決算)	令和5年度 前年度 (決算見込)	令和6年度 本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		収益的収支分		134,405	101,463	176,381	136,732	128,458	132,157	137,935	143,575	149,182	154,349
うち基準内繰入金		13,625	15,793	17,176	17,600	12,158	12,857	13,535	14,175	14,782	15,349		
うち基準外繰入金		120,780	85,670	159,205	119,132	116,300	119,300	124,400	129,400	134,400	139,000	40,170	40,300
資本的収支分		10,595	50,997	33,200	33,300								
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		10,595	50,997	33,200	33,300								
合 計		145,000	152,460	209,581	170,032	128,458	132,157	137,935	143,575	149,182	154,349	40,170	40,300

原価計算表

供用開始年月日 年 月 日
 処理区域内人口 人
 計算期間 自 年 月至 年 月
 (年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	74,804	87,187		87,187
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	74,804	87,187	0	87,187

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
人件費	千円	千円	千円	千円
給 料				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
修 繕 費	4,108	4,192		4,192
材 料 費				0
路 面 復 旧 費				0
委 託 料	2,542	2,700		2,700
そ の 他	7,265	7,561		7,561
小 計	13,915	14,453	0	14,453
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費				0
修 繕 費				0
材 料 費				0
薬 品 費				0
委 託 料				0
そ の 他				0
小 計	0	0	0	0
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費	16,079	16,315		16,315
修 繕 費	2,267	2,313		2,313
材 料 費				0
薬 品 費	2,397	2,348		2,348
委 託 料	60,784	64,565		64,565
そ の 他	29,883	31,102		31,102
小 計	111,410	116,643	0	116,643
人件費	9,843	9,748		9,748
諸 手 当	7,396	7,470		7,470
福 利 費	2,954	3,002		3,002
流域下水道管理運営費負担金				0
委 託 料	14,170	15,051		15,051
そ の 他	11,172	11,628		11,628

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
小 計	45,535	46,899	0	46,899
資本費				
支 払 利 息	18,551	10,419	10,419	0
減 価 償 却 費	198,322	202,786	202,786	0
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	216,873	213,205	213,205	0
合 計 (Y)	387,733	391,200	213,205	177,995

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	177,995

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.49

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。